

令和4年10月～12月の政府調達に関する苦情の受付及び処理状況は、以下のとおり。

1. 苦情番号

令和4年第1号

2. 苦情申立日

令和4年10月7日

3. 苦情申立人

匿名

4. 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名

広島県教育委員会事務局学びの变革推進部特別支援教育課
特別支援学校通学用スクールバス運行業務

5. 苦情の概要

入札公告の「入札者に求められる義務」の一般貸切運賃とは異なる特定旅客運賃による落札を認めた調達機関の行為は違法である。

6. 苦情処理状況の概要

苦情申立人の主張内容は、入札公告に記載された「入札書に記載する金額は「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成12年1月5日付け中国運輸局公示第3号）」による道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第2項に該当するか否かの審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあるものであってはならない。」との規定が、入札に参加する一般貸切旅客自動車運送事業者のみならず、特定旅客自動車運送事業者の入札金額をも規制するものであるとの解釈を前提とするものである。

しかし、このような申立人の解釈に対しては、上記入札公告に記載された文言のうち、特に「審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあるものであってはならない。」との規定の内容・文言に着目すれば、審査の対象となる一般貸切旅客自動車運送事業者のみを対象とする規制であることは明らかであり、そもそも審査の対象とならない特定旅客自動車運送事業者を対象とする規制ではないことは明らかである。

よって、かかる主張を前提とする本苦情申立は、理由のないことが明らかであり、政府調達に関する苦情の処理手続五「苦情の検討の手続」3（二）協定と無関係な場合、ないし（五）その他委員会による検討が適当でない場合に該当するものであり、却下する。